

令和元年6月19日
国土政策局特別地域振興官

小笠原諸島のさらなる振興開発に向けて

～小笠原諸島振興開発基本方針を作成～

国土交通省は、令和元年6月18日に、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針を策定しました。

【経緯】

- 平成31年4月に、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和5年度末まで5年間延長する法律が施行されました。
- このため、同法に基づく新たな小笠原諸島振興開発基本方針（以下、基本方針）を、小笠原諸島振興開発審議会の議及び関係行政機関の長との協議を経て、策定しました。
- なお、今後、振興開発の施策を具体化するため、東京都は本基本方針に基づき小笠原諸島振興開発計画を定めることとされています。

【基本方針の概要】

- 基本方針では、振興開発の方向を次のように定め、取り組むこととしています。
 - ・生活環境の整備・産業の振興による定住の促進
 - ・小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保
 - ・世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

【参考資料（別紙）】

- 資料1：小笠原諸島振興開発基本方針（概要）
- 資料2：小笠原諸島振興開発基本方針（本文）

【問合せ先】

国土交通省国土政策局特別地域振興官付 蹴揚・徳田・山田・鈴木
電話：03-5253-8111（内線 29-722、29-723）、03-5253-8424（直通）、FAX：03-5253-1595